

県費負担教職員給与費の政令市移管

課題 1

政令市移管に伴う経費負担

県費負担教職員に係る人件費総額等の推計

- ・教職員定数 5,200人
- ・人件費総額 約535億円(神奈川県を推計を基に平成15年度ペースで算定)

535億円	
←	→
義務教育費国庫負担金 約204億円 (約38%)	影響額 約331億円 (約62%)

課題 2

権限委譲に伴う経費負担

学級編制の基準・教職員定数の設定権限の移譲

- ・市独自に40人学級を35人学級とした場合(平成15年4月現在の学級数及び教員数を基に算定)
(小学校114校)

学級数	2,269学級	2,481学級(+212)	
教員数	2,971人	3,207人(+236)	
経費負担増	236人	×	10,289千円(1人当たり人件費) = 2,428,204千円 24.3億円

- (中学校 51校)

学級数	812学級	902学級(+90)	
教員数	1,265人	1,394人(+129)	
経費負担増	129人	×	10,289千円(1人当たり人件費) = 1,327,281千円 13.3億円

計 約38億円

課題 3

地方分権に伴う地方教育行政の自主性・自立性の向上

義務教育費国庫負担制度の見直し

- ・国庫負担金の全額一般財源化に伴い地方への税源移譲等による財源措置が必要(平成18年度末までに所要の検討)

約204億円

小・中学校の適正規模・適正配置

- ・現在、学校の適正規模の取り組みについては、40人学級を編制基準とした学級数により検討することとしているため、学級編成基準の弾力化によって学級数が増加し、学校の過大規模化を招くことも考えられる。
- ・学校の適正規模化の手法としては通学区域の調整や統合、新設が考えられるが、将来への影響が大きな問題であり、自治体の財政事情等により学級編成基準が不安定になる状況は、適正規模化への取り組みが混乱することも考えられるので、学級編成の基準については安定した考えが必要となる。